

明治前期末における佐賀農業の狀態

——「農事調査」を中心として——

大田 遼 一郎

まえがき

周知のように、明治前期におけるわが國農業の狀態を推知する概括的な史料としては、地租改正報告書、同例規沿革摘要、府県地租改正紀要、農務頗末、農談会日誌等の記録のほかに、全国および府県物産表、明治一八年小作慣行調査、同二十一年農事調査等があるが、後の二つのものについては、戦前土屋喬雄氏（『明治前期経済史研究』第一卷）によつて詳密な紹介がなされた。當時同氏が「農事調査」の印刷および写本分として見られたのは、青森、山形、大阪、和歌山、鳥取、山口、愛媛、長崎、鹿児島、九州分であつたが、戦後各地で発見もしくは紹介され、それを中心的な資料として、その地方の明治前期農業史がまとめられさ

△ノート△ 明治前期末における佐賀農業の狀態

した。福島、岡山、福岡のごときがそれである。⁽²⁾ またかつて写本として存在していたものも、火災によつて滅尽したが、幸にこれを筆写していた歴史家によつて復刻刊行された鹿児島⁽³⁾の場合のごときものもある。

九州にあつては、さらに佐賀県の分が、『佐賀県農地改革史』（上巻）によつて、すでにその存在を推測されていたのであるが、最近ようやく発見された。これによつて九州七県のうち、四県分が現存することとなり、当時の農業状況を把握するために、少からぬ助けとなるであらう。とくに佐賀県の場合は、後年同県のめざましい農業生産力発展からみて、この時期を明かにすることは、たんなる歴史的興味をこえたものがあると考えられる。

それは一般的に、わが國の資本主義発達史および農業史的な観点からみて、幕末・維新时期と明治末、大正初頭をつなぐ結節点を浮きださせるばかりでなく、明治後期における農業生産力の上昇、寄生地主制度の確立、農民層分解等の諸問題を取扱うさいに、それに最も近い時期の歴史的基盤、関連をあきらかにすることになる。ところで資本主義の浸透にともなう農業の発展は、必然的に地域の分化をもたらすが、それが顕著になるのは、産業資本の確立期以後においてである。それ以前の原始的蓄積ないし産業資本の形成期にあつては、一方で農民層の分解ははげしく進行するが、他方、農業の形態、生産力の程度としては、多かれ少かれ停滯的

な過渡期の狀態——封建的諸拘束の撤廃、官僚的農業政策によつて、若干の生産力上昇はあるにしても——をあらわすとともに、自然条件および封建期の胎内でうちだされた歴史的類型、諸事情によつてつよく制約されている。そのようなものとしての地域的な差異、特質は、いわばあたえられた形ですでに存在している。農業の資本主義化における地域的分化もまた、それを「基底」として出発せざるをえない。そして発展の過程のなかで、「基底」自身は適応的に變化せしめられつつ、新しい構造全体のなかくみこまれる。それがどの程度の変化であるかは、各地域の事情によつてそれぞれ異なるであらう。その場合、後年の佐賀平坦地農業のように、西南米作地帯として典型的な堯股^二地域的分化をとげたところでは、それに先行する時期の諸側面、特徴を見定めておくことは、とくに必要のようにおもわれる。

かくて佐賀農業について、幕末・維新期に接続する明治前期末の農業の狀態が、当時の全国および九州において、どのような地位にあつたか、またその性格、特質はどのようなものであつたかをみるのが本稿の目的である。が、ここでは、史料は主として明治二年「農事調査」に限られる。そしてこの史料は、維新後おこなわれた最初の組織的、包括的な農業調査の産物として、各郡の状況までをふくみ、きわめて重要な手がかりをあたえてはくれるが、当時の統計の信頼度はしばらく別としても、調査の性質か

らいつて、量的、傾向的、かつ平面的なものたらざるをえない。より正確な狀態の復元ないし分析的な研究のためには、他の個別的な諸史料、地域の典型的な事例調査等にまたねばならぬことはいうまでもない。

計(一) 宮城県と茨城県の「農事調査」が存在するということがあるが、全部であるか一部であるか、つまびらかにしない。また入交好脩『社会経済史研究序説』附録文献目錄によれば、秋田、新潟県分があつた筈であるが、現在の有否は不明である。

(二) 庄司吉之助『資料明治前期福岡県農業史』、拙稿『明治前中期福岡県農業史』のほか、吉岡金市氏が、岡山県農事調査にもとづいて、同県の農業発達をあとづけられたものがあるときいている。なお、福岡県の「農事調査」は、他県のものとは異つて、各郡の原記録だけが残されている。県全体を要約的にまとめた「調査主眼」の部分が、『福岡県勸業年報第十三回』(明治二十三年)に所収されていたのを、九州近代史料叢書第四集、大橋博・石山昭次郎編『明治前期福岡県農業統計・社会経済篇』附録として近く復刻の予定。また、この佐賀県「農事調査」も、同叢書第七集として復刻される筈である。

(三) 『鹿児島県農事調査』原口虎雄氏の解題参照。

一、明治前期末の歴史の意味

明治前期末を、明治二〇年代初頭と理解して、この時点のもつ一般的な歴史の意味を、若干問題にしておこう。

日本資本主義発達史の上では、明治二三年が第一次資本主義恐慌勃発の年であり、また、原始的蓄積典型期の最末期とされている。前者については、いわゆる「資本関係創出期を特徴づけるところの、明治一四年ないし一八年の深刻な沈静期」（山田盛太郎『分析』）あるいは「体制的沈静期」を経て、明治一九年以降、紙幣整理と銀行の発達による資金の蓄積の上に、金利低下と銀地下落の好材料にめぐまれて、輸出は増進し、株式は昂騰し、鉄道、紡績、炭鉱等の企業熱はさかとなり、洋式機械制の大紡績工場が相ついで創設され、綿糸生産高も、明治一五年 七四、〇九五貫から二三年五、二〇一、九六九貫と躍増したこと、しかし、原始的蓄積の畸形的性質による零細小作農^{フオン}および前プロレタリアートの農村内部への潜在的な沈没、堆積、したがって国内市場の本質的な狭隘性という基本的な矛盾が、凶作による米価暴騰、銀仙の騰貴、生糸輸出の減少等を誘因もしくは条件として、金融逼迫、株式暴落、企業倒産等の形で資本主義恐慌を示現せしめ、紡績は三カ月の操短を余儀なくされたこと、とはいえ恐慌は、近代的大工業にたいしてはかえつて発展の道をひらき、前期的な農産製品

▲ノート▼ 明治前期末における佐賀農業の状況

工業とマニファクチュアに打撃をあたえ、都市農村における窮民を増大させたことについては、すでに知られている。また、後者については、明治一五年以降の米、藪など農産物価格の暴落、甘蔗、菜種、棉花など当時の商業的作物の衰退開始、租税公課の負担増、高利の借金などによつて、とくに自作中層以下の農民が急速に没落したこと、その結果として、土地を公売処分された人数も、明治一六年三三、八四五人が一八年は一〇八、〇五五人に達し、その後二二年七、九六八人にまで激減していたのが、二三年の三九、二四七人、二四年六七、三二九人と再び激増したことなどは、日本近代史における周知の事実となっている。

ところでこの時期を農業史的に、とくに農政および農法の側面からみても、一つの転換点であるようにおもわれる。すなわち、明治政府の勸農政策は、近代産業の育成を中心とした殖産興業の末席につらなるにすぎないものであつたが、欧米技術の摂取、移植方針をとり入れる努力は一応なされた。内藤新宿試験場、三田育殖場、下総種畜場等の諸施設、西洋式大農具の奨励、種苗、種畜の無系統的な輸入、頒布がそれであつた。しかし、それは維新後の農業の現実とはあまりにも遊離しているために、到底社会経済的に活潑しえないものであつた。⁽²⁾「戯画的」な大農法か小農法かの論議は、なお明治二〇年初頭の井上馨対品川彌二郎の対立にまで及ぶのであるが、実際には一〇年代の後半に、大農法の「鯨

念的”な面は否定されているといつてよいであらう。しかし西洋農法の現実的な側面の適応化——フェスカやケルネルなどが導入した土壌学、農芸化学を中心とする——は、まだ幼稚であつた。そこでこの空白を埋めるために利用、活用されたのが、経験農法的な老農技術であり、事実それは稲種の選抜や乾田馬耕の普及などで、二〇年前後には大きな役割を果たした。が、老農技術は官僚的な農政の生長にもなつて漸次退場を余儀なくされ、それと同時に、維新と地租改正によつてすでに路線を設定されていた寄生地主制に対応する零細集約農法の原型——大農法の排除、在来農法における優位の摂取、肥培、選種を主とする作物学的基础の確立を内容とする——は、明治前期末においてほぼ確立されたと考えられる。そのことは、たとえば、明治一四年と同二三年の大日本農談会の内容を比較すれば、明瞭であらう。

以上のような事がらを、歴史的背景として念頭におきながら、この時点における佐賀農業の状態をみてゆきたい。もつとも、歴史における一般的、法則的な傾向のつらぬき方は、画一的ではなく、諸種の事情によつて多かれ少かれ時間的ズレを生ずる。そのような地域的差異をもたらず条件の究明こそは、農業史としても本来の課題であるが、本稿では、その前提としての実態の把握のみにとどめたい。

註(一) 第三、六、九、一二、一三『統計年鑑』。

(2) 山田盛太郎『資本主義分析』二〇四頁。

(3) 桜井武雄『農業史』、井上晴丸『農業における近代の黎明とその展開』(『日本農業発達史』第一巻)、小倉倉一『近代日本農政の指導者たち』等参照。

(4) 明治一四年、第二回内国勸業博覧会を機として、東京浅草本願寺でひらかれた「第一回全国農談会」(『日本農業発達史』第一巻参照)では、穀類取入及精製方法、依格改良方法、牛馬耕と人耕の得失、牛馬改良蕃息方法、種子物精製改良及貯蔵方法、肥料の効用及製造方法、力農組合を設立して競争すべき方法、各地方慣行する循環作付方法という八つの主として技術に関する諸問事項について、全国の老農一〇三名から、会期一五日にわたつていわば、“御説拜聴”する恰好であつた。

ところが明治二三年の、やはり第三回内国勸業博覧会にさいして、東京京橋区木挽町厚生館でひらかれた「第二回全国農談会」(『農業発達史調査令』明治二三年大日本農談会農談令報告(参照)では、会期は五日間であつたが、出席者は、各府県からの四名宛の老農と字識経験者たる員外招待員を合せて一三四名であつた。そして提出された問題も、農務局からは「農家経済の現状並に之が上進を図る手段」、大日本農会からは「各地方重要農産改良の要占」の二つにしぼられた。ところで出席者の顔ぶれは、第一、二回とも出席した老農は九名のみで、

新興の官僚農政に非妥協的であつた林道里等の姿は消えている。また第一回で唱導された寒水浸、土開法の効果はほとんど否定されて、塩水灌を有効としたり、肥料の三要素としての窒素、燐酸、鉀塩亞斯（加里）が農民の口から出たりして、西洋農学の浸透のほどをみせていることが注目される（前掲「解題」参照）。一方「農家経済」という問題提出に照応して、出席者のなかには、たとえば静岡県代表のように農家経済疲弊の結果、「四等農家」が七割も有在することを指摘したりしているものがある点に、原蕃期における農民分解のはげしさが、危機的な問題意識として反映していることを示している。

二、農業生産の地位・性格

この調査は通常、「明治二十一年農事調査」といわれているが、実際には二二、二三年にわたつてゐる事項もあり、まとめられた年代は各県必ずしも統一的でないとおもわれる。またまとめ方についても、大体共通の基準によつてゐるが、記述の内容にはかなりニュアンスのちがひがある。佐賀県の分は、大阪府、福岡県等のものが相当特徴的であるのにたいして、むしろ平板、簡略である。全体の構成は、調査主眼、現況、沿革、参考、将来、畜産及獣医現況、同沿革参考将来、市郡別、管内総覧の九部（九冊）に分れてゐる。その全部にわたつて詳説することは別の機会にゆず

り、ここでは主要な点だけを取上げる。

まず農業人口の割合は、第1表のように、農業戸数六八・八%、同人口六九・二%である。福岡県も同時期の農業戸数七二%であつた。農産物の占める地位は、第2表でみられるように、八二・二%と圧倒的である。工産物の内容をなすものは、和紙、製茶、樟腦、蠟燭、陶磁器、素麵等であるが、一一・五%にすぎない。農産物の絶対的優位は、当時の福岡でも同様で八三・五%を占め、石炭が大部分である鉱工産物もまだ一三・四%にすぎなかつた。大阪では、農産物六七・七%にたいし、工産物はすでに三〇・八%を占め、その内容も雑多なマニユないし家内工業製品のほかに、紡績などの近代産業製品をふくんでゐる。

第1表 戸 数 ・ 人 口

(明治21年佐賀県農事調査)

	戸 人	農	工	商	そ の 他
		%	%	%	%
総戸数	103,696	71,431(68.8)	6,413 (6.2)	13,203(12.8)	12,649(12.2)
総人口	557,424	385,591(69.2)	30,949 (5.5)	70,010(12.6)	70,874(12.7)

第2表 各種生産物価額
(明治21・同上)

総生産物価額	農産物	水産物	工産物
円 6,746,215 %	5,542,332 82.2	425,063 6.3	778,820 11.5
100 0			

第3表 農産物価額
(明治21年・同上)

	数	量	価	額	%
米	石	869,105	円	3,697,281	66.7
麦		299,642		891,832	16.1
粟, その他雑穀		39,810		75,092	1.2
大豆, その他豆類		44,326		151,696	2.8
甘 藷	千貫	4,617		180,904	3.3
大根, その他蔬菜		—		101,736	1.9
菜 種	石	15,298		76,734	1.4
榎 実	千貫	697		73,621	1.3
橘	千貫	294		56,645	1.0
棉・藍・煙草		—		61,934	1.1
柿・蜜 柑	石	—		32,546	0.6
橘	2,063			43,632	0.7
鶏卵, その他畜産		—		45,069	0.8
そ の 他		—		53,610	1.0
総 計				5,542,332	100.0

農産物の内容を第3表でみると、やはり米が六六・七%と三分の二を占めている。麦を加えると約八三%で、当時すでにすぐれて米麦主体の性格を示している。もつとも郡別のちがいは当然存在しており、郡内生産価額の割合からみると、米は、佐賀郡八〇%、杵島七三%、神埼七一%、小城七〇%の順位であり、麦は基肆、養父、三根三郡を合した後年の三養基郡二四%、以下神埼一八%、藤津一六%とつづいている。粟、そばその他の雑穀類、大豆その他の豆類、甘藷の占める割合はきわめて小さい。そして

佐賀では普通作物だけで、ほぼ九〇%となるのたいして、蔬菜は一・九%、菜種、榎実等の当時の商業作物は四・八%にすぎない。果樹、養蚕、畜産はいずれも一%にみえない状態である。これが福岡県になると、米六一%、麦一〇%、普通作物計七八%と佐賀より低い反面、蔬菜四・八%、菜種、榎実を主とする工業作物一一・七%と、商業作物の占める割合はるかに高い。さらに大阪府になると、米五三%、麦九%であるが、棉は一九%で第二位、棉作を先頭とし、菜種、甘蔗をふくむ商業作物は三

一%という高さである。これに反して、東北の山形では米が七二%である。この調査による全国平均では、米四七・三%、麦一〇・八%であつたから、佐賀の六六%という米作割合の高さは、一方での商業的農業の低さをふくめて、当時における西南地帯の一つの類型をあらわすものであらう。別の類型である長崎の場合は米四一%、麦二二%、甘藷一九%。鹿児島の場合は、米二〇%、麦五%、雑穀四%、甘藷一一%、甘蔗、菜種、煙草、大麻等の商業作物二二%というように、同じ畑作地帯でも、歴史的事情にしたがつてそれぞれの差異を示している。

佐賀県各郡別の農業状況を、第4表で概観すると、佐賀郡の農産物収入が、絶対額でも全体の四分の一近くを占め、一戸当でも他を引きはなして高い。東松浦の台地地帯および西南部の辺境にあたる藤津郡が最もおくられている。ところでその佐賀郡にしても、当時の二毛田率は五〇%という低さであつた。むしろ三養基や神埼が比較的に高い二毛田率を示していた。

当時の主要農産物の性格について、若干ふれておこう。

米は、二一年八六九、二〇二石のうち、梗が大部分で七八五、七六八石、糯八三、三三七石、陸稲はきわめて少量にすぎない。藩政時、肥前米として大阪市場で好評であつたが、維新後の粗悪化の事情と、明治二〇年前後からの産米改良策はほぼ他地域と同じである。すなわち明治一九年米に水を注いで販売することを禁

第4表 各 郡 の 農 業 状 況

(明治 21 年・同上)

	田	畑	二毛田率	農家数	農産物収入	一戸当
	町	町	%	戸	円	円
佐賀郡	10,640.3	1,657.1	50	10,474	1,353,884	129.2
基肄郡	1,307.3	438.3	91	1,910	141,969	74.3
養父郡	2,454.9	899.4	82	3,597	255,486	71.0
根郡	1,437.4	179.4	72	1,614	144,924	89.7
神埼郡	5,362.0	1,005.7	73	5,737	536,038	93.4
三城郡	5,921.7	1,854.9	48	7,944	617,704	77.7
小松浦郡	6,491.8	5,172.3	35	11,821	660,096	55.8
西松浦郡	4,402.2	3,152.7	70	7,980	517,903	64.9
杵島郡	8,360.3	2,833.5	59	11,339	782,259	68.9
藤津郡	3,916.3	3,223.0	93	9,015	532,069	59.0
計	50,294.2	20,416.3	61	71,431	5,542,332	77.5

1. 佐賀郡に佐賀市をふくむ。
2. 総計専業農家 52,723戸(73.7%), 兼業農家 18,708戸(26.3%)。
3. 総作付反別 106,947.3町。

じ、續いて輸出米検査規則を制定、二一年には改良米取締規則、

改良米組合規約、米商人組合規約等を設け、移出の要所に取締所
をおいて検査する方法を講じて、品質の改良に努力した。しかし

「未タ肥料ニ石灰ヲ用フルノ習慣全ク廃絶セサルヲ以テ十分ノ良
質ニ復シ難キナラン」と「沿革」の部でも述べている。

麦は、小麦が半ば以上を占め、次で裸麦、大麦である。小麦の
多い理由は、長崎を通ずる外国輸出と、地方特産物たる素麵原料
用の需要があるためである。裸麦、大麦はほとんど自給用であ
る。

なお、産額としては六万余貫程度にすぎぬが、藩政時代以来の
特産として、藤津郡嬉野地方の茶がある。明治四年駿州から、一
四年宇治から教師を招いたが、いずれも失敗した。二〇年農商務
省按手多田元吉の手で、籠焙炉が普及した。

蚕糸も、土族授産として試みられ、群馬県前橋へ伝習女工を派
遣し、手挽も坐繰にきりかえたりして、一応の奨励がなされた
が、この時期においては、生糸九百貫の程度にすぎなかつた。

三、農業生産力發展の程度

ここでは米作だけを取上げることにして、第5表でみると、明
治一七〜二一年の五年間に、作付面積は四%の増大であるが、収
穫高は、災害による豊凶度がつよいにせよ、一八%増加している。



明治前期末の佐賀県略図

しかし、米価の下落のために、生産額は一七年に比して二一年
はむしろ低下している。収穫高についていえば、明治四年七四万
八千石という数字が一応出ている。これを前記五年平均の数字と
比較すれば、それほどのちがいはないことからみて、相対的に
は停滞的だといえるのであるが、一方、二〇年前後において、一つ

の小進展がなされていることはうたがえない。

明治前期末に、このような若干の米生産力上昇があったとして、その要因が何であつたかを、「農事調査」の記述からうかがつてみよう。

水稻の早中晩別作付状況を第6表でみると、中稲が半ば以上で、晩稲約四割、早稲は一割未満である。そして中稲の反収、価格は相対的に有利である。このような混植は、当時の筑後でもほとんど同様であるが、

その目的が、旱害、水害と、この地方におけるほとんど恒常的な最大の農業災害であつた三化めい虫害回避のための危険分散であつたことは、つとに指摘されているところである。しかし、明治前期末の水稲混植割合を、幕末時と比べるとほとんど変りない。山田竜雄氏が佐賀平野川副郷について調査されているところと大

第5表 米 生 産 状 況 (明治21年・同上)

		作付面積	収穫高	反 収	生産価額	石 価 当 格
		町	石	石	円	円
明治	17	49,503.3	713,059	1.440	3,797,060	5.325
	18	49,046.3	745,532	1.520	3,550,870	4.763
	19	49,303.3	765,723	1.552	3,466,257	4.527
	20	50,001.6	815,374	1.630	3,598,637	4.414
	21	51,328.6	869,202	1.693	3,697,682	4.254
平 均		49,837.5	782,729	1.553	3,622,154	4.628

体一致するようである。また、幕末時における川副郷の標準的な経営面積がほぼ一町を上下し、という点も、前述の第4表佐賀郡についてみると、あまり変化はない。そういう意味で、生産の形態についても、まだ「停滞的」であるといつたわけである。

以上のような生産の基礎的諸条件の固定化した制約のなかで、なおかつ若干の生産力の上昇をもたらした主要な契機は、品種、施肥における変化と、一連の農業施策に帰せられる。

品種については、もちろん、在来種である

第6表 早中晩稲別生産状況 (明17~21平均)

(明治 21 年・同上)

		作付面積	同 割	上 合	収穫高	反 収	生産価額	石 価 当 格
		町	%		石	石	円	円
早 稲		4,662.6	9.2		69,662	1.494	320,913	4.607
中 稲		25,953.3	52.1		403,558	1.555	1,906,085	4.723
晩 稲		19,221.6	38.7		309,509	1.610	1,395,156	4.508
計		49,837.5	100.0		782,729	1.553	3,622,154	4.628

が、「農事調査」では、全部にわたる種類、名称、分布狀態等は明かでない。明治二年頃、各郡に設置されていた農事試験場——實際には勸業委員の試験田設置程度であるが——でおこなわれた塩水撰、寒水浸の成績を、「参考」の部で、「稻種撰採ノ利益」としてあげているが、そのさい用いられた品種をみると、杵島郡では、「吉助種」(鳥取県品種)、「白玉」(熊本県)、「筑前蔵」(福岡県)のほか、杵島郡産として「米ノ山」と「白道海」を、東松浦郡では「佐賀坊主」をあげている程度である。嵐嘉一⁽⁴⁾氏によれば、「米ノ山」は佐賀県産のものと推定せられ、明治末期に最も広面積をもつた中生種で、主として東西松浦、杵島、小城に分布した。また晩生種としては、明治末期「神力」によつて

压倒される前は、「卯平治」「道海」であつたようである。佐賀郡、神埼郡等の場合が不明であるが、このころの佐賀郡晩稲は「赤田」というのが主であつたと想像される。これらの在來的な品種のせんざくはともかくとして、この時期における品種対策は、一方で塩水撰、寒水浸と従来の飛脱法との比較試験をおこなつて、塩水撰を一応賞揚するとともに、他方では種子交換会、品評会を開いて、優良品種の交流をはかることであつた。施肥については、「現況」の部で、各郡別に、米作「一反歩ニ要スル施肥ノ数量及ヒ価額」を、最多、普通、最小に分けて記述している。若干の代表的事例をあげると次のとおりである。いずれも「普通」の場合とする。

佐賀郡			東松浦郡			杵島郡		
種類	数量	価額	種類	数量	価額	種類	数量	価額
千鰯	六〇斤	一・二〇	大豆	一斗	〇・四〇	燒酒粕	二石五斗	〇・九〇
油粕	五八斤	〇・八七	刈敷	一〇荷	〇・三〇	干草	二四〇貫	一・〇八
人糞	一一荷	〇・八八	馬糞	一〇荷	〇・三〇	大豆	六斗	一・二〇
石灰	三八五斤	〇・六八						
計	一	三・六三	計	一	一・〇〇	計	一	三・一八

千鰯ないし油粕を使用しているのは、ほかに神埼、養父、三根、小城郡であるが、いずれも施用量は佐賀郡より少い。

農業施策については、(一)各郡書記、勸業委員等に委嘱した農事通信委員の設置(明治一七―二二)、(二)種子交換会と品評会の開

設（一七一年以降）、⁽¹⁾勸業諮問会の設置（一七）、⁽²⁾米麦作試験田の設置（二一年以降。各郡。とくに東松浦、杵島両郡は、実業教師を福岡より招いて、専らその試験に従事せしめた）、⁽³⁾前述の改良米取締規則等の制定である。そのなかで重点をおいたのは⁽⁴⁾で、一七・一三三年のあいだに共進会二回、種子交換会一七回、品評会一回を、佐賀市はじめ、伊万里、唐津町、小城、神埼、杵島、藤津、養父各郡でひらいている。

要するに、品種についてはまだ「選種」段階であり、魚肥施用にしても局部的にすぎない程度のものである。したがって収穫高の増大についても、それらの技術的要因が多少の役割を果たしたことはあるにしても、「現況」の部で「産額増減ノ理由」として、明治一年の大減少は再度にわたつた洪水暴風、一八、一九年の減少も風水虫害のため、二〇、二一年にいたつてようやく「氣候適順晴雨度ヲ得テ生育宜シカリシト荒地起返等作付反別増加シ多少農民ニ於テモ改良ニ注意セシトニヨリ」とのべているように、決定的には自然条件によるものである。そして佐賀農業の米作生産力は、明治三五年頃迄平均反収も一石五斗台で停滞をつづけ、明治末、大正初年にはじめて二石台に乗るとともに、九州においても最先頭の位置を確保する。少くとも明治二五年頃迄は、むしろ熊本の方がリードしていたとみられる。明治三〇年以前における九州各県反収の最高は、二五年の熊本一・八八石であつた。明

治末期の生産力上昇の過程、諸要因については、本稿の目的外でもあるので省略するが、そのことは鎌形勲氏の「佐賀農業の展開過程」によつてひろく知られているところであろう。

註（一） 鎌形勲『佐賀農業の展開過程』二一頁。

（二） 「現況」の部によれば、米作の「諸損害」として、佐賀郡は毎年六、七月に螟虫の害、また兵庫、金立^{きんたつ}の両村は水害に罹るを常とする。神埼郡も、毎年六、七月螟虫害、河川沿岸の諸村はしばしば水害に罹る。基肆、養父、三根三郡は、千歳川沿岸の諸村が水害常習地帯。小城、東松浦、杵島、藤津の四郡も、河川沿岸はしばしば水害に罹るほか、螟虫浮座子虫の害をうける。西松浦郡は年々浮座子および、螟虫害をこうむるほか若干の村は湖水害、松浦川沿岸も水害常習地帯と記述している。水害については、今日の原型をそのまま示しているといつてよい。

（三） 山田竜雄「佐賀平野における幕末期の農業技術」（『農業経済研究』第二八巻第一号）。

（四） 嵐嘉一「九州における水稻品種の変遷」（『日本農業発達史』第六巻・別篇）。

四、農産物商品化の程度

当時の佐賀県農産物の商品化程度を知るための資料として、

「農事調査」が役立つのは第7、8表くらいのものである。第7表によれば、米は県内消費が八二%である。諸農産物の移出先は第8表に示される。移出の圧倒的部分は米であり、他は小麦と茶がいくらかある程度である。移入の詳細は省略するが、藍(移入先、阿波、久留米)六八、一一五円を最大とし、次で綿(大阪、長崎、広島)四五、四六八円、葉煙草(肥後、豊後、筑後)四五、二二五円、米(筑前)三〇、二七〇円、大豆(肥後、諫早)二二、〇一二円といったようなものである。

米の商品化程度について、ごくあらひ推算をしてみると、当時約八〇万石の米は、自給部分と販売部分に分たれるが、自給は四〇万農民の食率を八ノ九斗として——マノクス・フェスカは当時

第7表 農産物の県内消費・県外移出割合 (明治21年・同上)

	県内消費	県外移出
	%	%
米	82	18
麦	76	24
菜種	64	36
大豆	43	57
茶	70	30
綿	100	—
甘藷	100	—
大豆	100	—

第8表 農産物移出の状況

(明治21年・同上)

	仕向地	数量	金額
米 小 麦 大豆 茶 綿 藍	大阪・神戸・長崎	161,343石	881,636円
	長崎・博多・神戸	13,624石	48,354
	長崎・博多・大阪	69,512石	6,223
	長崎・平戸	14,678石	11,492
	熊本・長崎	4,451石	6,045
	長崎	721石	3,714
	長崎・博多	40,000石	750
	久留米	5,280石	1,200

の国民一人当の食率を一・二六石とし、そのうち米は七斗一升、あとを雑穀、大小豆、いも類としているが、佐賀の場合、雑穀類の稀少に加えて、中下層の場合は「赤米」⁽¹⁾の消費量が高かつたろうと推定される——三五万石程度。したがって販売米は四〇―四五万石見当となる。商品化の割合は、五〇―五五%と一応算定される。当時の福岡も大体そうであつた。⁽²⁾もちろん、この当時の商品化割合は、収量、品質、米価等との関連において評価されるべきもので、窮迫販売的性格を相当ふくんでいたものと理解される。

販売米四〇万石のうち一五万石が阪神と長崎に移出され、残り二五万石が県内非農業人口の消費一五万石と、醸造、貯蔵等にあてられたものであろう。

地主販売米——少数ながらすでに存在していた不耕作大地主と、多数の豪農のおよび自作地主による取得、販売分——が、どれくらいであつたかということについては、現在算定の根拠をもたないが、後述するように小作地割合四〇％から推して、小作田の米収量三〇万石、うち五割を小作米として、地主取得米は一五万石となる。そのうち自家消費、県内販売、醸造用にあてられた残りが県外移出に向けられるが、それがどのくらいの量か、移出米全体でどのくらいの割合を占めていたかも不明である。しかし、かなりの量に達していたことは事実であらうから、当時の地主、豪農が、とくに粗悪米の改良、輸出検査に熱心であつたわけで、この点は他県同様である。

なお、福岡の米移出高は、生産高の二八％という高い割合であつた。佐賀県の一八％という数字は、県内消費との関連はあるにしても、それだけ全国市場参加の度合の低さ、したがつて商品化程度のおくれをあらわす指標となすことができるであらう。

註(一) 「赤米」については、前掲山田氏論文によれば、幕末時、物成米における赤米の割合が二・三・五割に達していたことからみて、その程度の栽培はあつたとされる。

※ノット※ 明治前期末における佐賀農業の状態

赤米が、佐賀平野でも、自給飯米用として、明治中期頃まで存在していたことについては、嵐嘉一「九州の赤米」(盛永俊太郎編『稻の日本史』)参照。

(2) 「明治前・中期福岡県農業史」(『日本農業発遷史』第一巻別篇)第四章参照。

五、土地所有と農業経営

まず、土地所有について、第9表をみると、一〇町以上の所有は、福岡などに比してその割合が小さく、一〇—二町の小地主ないし自作上層的所有も同様で、したがつて二町未満の零細な農民的所有の比重が高い。

第10表の自小作別割合でみても、自作兼小作が非常に多い。福岡の小作の高さと対比的である。鹿児島自作、自作兼小作の割合の特異的な高さは周知のとおりであるが、これら諸県の自作兼小作の性格が、後年のいわゆる自作前赴とは異つて、資本主義的な分解以前の古い型のものであることはいうまでもない。問題はむしろ佐賀などの場合、このような「基底」「原型」が、後年の分解とどのようにかわりあうかである。それはともかくとして、当時の小作、地率をみると、明治二〇年現在で、全国三九・三％、佐賀四一・四％、福岡四七・四％、鹿児島三〇・三％、熊本四五・四％、大分三二・四％、宮崎二九・六％(第八統計年鑑)

であつた。原藩期分解の最もすんだとみられる福岡と熊本に次で、佐賀は高いわけであるが、佐賀ではそれが自作兼小作の高さとなつてあらわれている点に特徴があろう。それは原藩期の農民層分解の仕方と関連するわけである。すなわち、佐賀県原藩進行状態をみると、明治一七年の同原小作地面積二三、六八〇町であつたのが、二三年には二七%も増加して三〇、一七七町となつてゐる。他方、県會議員の選挙権者数からみると、明治一四一八年迄、全国（人口百人中五・〇〇人）四・三五人、福岡（五・四五人）四・七八人、鹿児島（五・一〇人）三・〇七人、いずれも減少しているが、佐賀は明治一六一八年に、わずかながら、むしろ増加している（六・七三人）六・九八人。一六年前は長崎県管内であつた。しかるに地租五十一〇円納入者の実数を、明治一八一二五年で見ると、福岡一〇%減（五四、八九九）五〇、四三九、熊本四%減（四五、二八五）四三、五二二、鹿児島は逆に一〇%増（二八、九〇一）三一、三二三となつてゐるのになつて、佐賀はひとり二〇%減（三六、八二三）二九、三五〇）というように、自作層の最もばげしい転落状態を示している。さきにみた小作地割合の増加率とも関連して、原藩最末期の分解は、佐賀に

第9表 田畑所有面積別戸数
(明治21年・同上)

	佐賀	同割合	福岡	長崎	鹿児島
	戸	%	%	%	%
10町以上	232	0.3	1.0	0.5	0.6
10~2町	6,213	8.6	12.7	6.5	14.5
2町以下	66,022	91.1	86.3	93.0	84.9
計	72,467	100.0	100.0	100.0	100.0

第10表 白小作別農家戸数
(明治21年・同上)

	佐賀	同割合	福岡	長崎	鹿児島
	戸	%	%	%	%
自作	22,377	31.3	27.4	40.4	38.8
自作兼小作	38,180	53.5	43.1	42.0	54.0
小作	10,874	15.2	29.5	17.6	4.2
計	71,431	100.0	100.0	100.0	100.0

においては他県に比してより激しかったようである。「農事調査」もまた各郡の記述のなかで、「貧民の多きこと、負債の多きこと、身代限の多きこと、諸税、市町村費意納者の多きこと」をのべてゐる。(2) ついでに当時の小作料率を、この調査からかかげておけば、第11表のごとくである。佐賀郡は最も軽く、西松浦で最も

重い。後者については、伊万里の陶器を中心とした幕末時の商業資本の勢力、その土地兼併、いわゆる加治子猶予等との歴史的関連において究明さるべきであるが、ここではただ事実をあげておくにとどめる。

第11表 各郡の小作料率

(明治21年・同上)

	中田反収 (A)	小作料 (B)	B/A
	石	石	%
佐賀	2.390	1.000	42
神埼	1.800	0.850	47
基肄	1.690	0.966	57
養父	1.700	0.750	44
三根	1.800	0.800	44
小城	1.777	0.990	56
東浦	1.600	0.800	50
西松	1.500	1.000	66
杵島	1.800	1.000	55
藤津	1.800	1.000	55

ところで、それらの窮民化した半農民は、労働市場のほとんどひらけていない当時においては、村内で日雇稼をするほかに途はない。ここでは省略するが、各郡「余業」の種類がそれを示している。とくに西松浦の事例をあげれば、「塩焚、日雇稼、荷車挽、山伐、炭焼、塩行商、籠細工、縄ない、草鞋製造、糸紡、漁業、

※ノート※ 明治前期末における佐賀農業の状況

紙漉、採薪」と零細多様な兼業形態を示している。一般に平野部においては、村内の労働機会により少いために、下男下女として地主にやとわれる。そこで佐賀平野でも相当にあつたと推定せられる豪農的地主、自作地主、自作上層経営⁽³⁾における年雇は全く不足するところなく、「雇人ヲ得ルノ難易」についても「各郡共其近隣ノ村落ヨリ雇入ルルヲ以テ甚タ容易」とのべている。そして年雇の給金は二五〇四〇才の最強壯の者で三〇円、一五〇二〇才では七、八円から一四、五円、婦女は一〇円以下四、五円という状態であつた。年雇賃金については、福岡と大差ないが、ただ福岡の場合が、抗夫賃金の高さにひかれて年雇の不足にいたく困難し、はやくも豪農手作経営の解体

第12表 経営面積別農家数

(明治 21 年・同上)

	佐賀	同割合	福岡	長崎	鹿児島
	戸	%	%	%	%
1町5反以上	11,286	15.8	15.7	12	16
1.5町～8反	24,144	33.8	30.0	32	29
8反以下	36,001	50.4	54.3	56	55
計	71,431	100.0	100.0	100	100

傾向を開始していたのとは、全く対照的である。

経営面積別農家数は、第12表でみられるように、一・五町八反経営の割合が他県に比して高く、八反未満で福岡より若干低いほかは、大体、福岡と同型である。全国的にみると、大阪は当時一・五町以上経営が八%、八反未満が六一%。青森は逆に、一・五町以上三五%、八反未満三七%という両極の型を示していたのたいて、佐賀、福岡は中間型といえよう。

最後に、第13表で、米作一反少収支比較表というのを見ると、小作経営においては全く「利潤」が成立せず、自家労働を無償にみないかぎり赤字であることは共通であるが、ここで一つの問題だけを指摘しておく、米作反当所要労働は、大阪が最小で二〇・四人、福岡二〇人、佐賀二五・二人と一応計算されている。しかし、福岡、佐賀ともに灌排水費が計上されていない。そしてこの労働こそが筑後および佐賀平野で最も必要かつ過重のものであり、地主経営における年雇も、この点で不可欠の存在であつたのであるが、鐵形氏が明治四一年で、灌排水七人と計算されたのを加算すると、佐賀三二人、福岡二七人となつて、労働の生産性は、大阪などに比してかなり低かつたことを示す。幕末期には三七・四〇人、明治末期で二七・五人であつたから、この時期には三〇人前後といふところであつたらう。

註(1) 『佐賀県農地改革史』(上巻)三五五頁。なお同書に

は、大中地主の土地集中過程にたいする若干の事例があげられている。明治二〇年前後および二五、六年頃借財の抵当流れを集積した例が少くない。

(2)

佐賀郡の記述では「郡内ノ欠点トスルモノ」のうち「農民ノ其ノ業務ニ勉強セサルコト」として「明治一一、二年ノ頃ハ米価非常ニ騰貴シテ一石九匁以上トナリ加フルニ是迄藩主ノ所有地ト思考シタル田畑宅地ハ人民ノ自由ニ質入スルヲ許サレ自然ト奢侈ノ風起リ恣ニ金銭ヲ消散シタルヲ以テ祖先伝來ノ田畑モ多ク價主ノ有ニ歸シ小作人トナリテ農業稼賃錢ヲ得テ僅ニ生活スルモノ半ニ過ク」。また藤津郡の記述では「冠笠ハ蠅蠅傘ト賽シ草履ハ駒下駄トナリ木屨ノ衣服ヲ着セシモノ絹布ヲ纏ヒ甚シキニ至ツテハ他家ニ奉公シタル馬丁ニシテ駒下駄ヲ穿チ蠅蠅傘ヲ持チ馬ヲ曳キ、終ニ頼母子講ヲ早取シテ一時ノ危急ヲ免レシモ同一七年非常ノ凶作ニ遭遇シテ困窮逼迫ノ境ニ陥リ：」等各郡大同小異である。

(3)

大日本農会の第二回農談会に佐賀県から出席した松本源三(西松浦郡西山代村)は、同地方の経営の基準を、「大農は田五町、圃(畑)一町五反。中農は田二・三町、圃一町。小農は田一町未満、圃七・八反を耕作」と説明している。いま一人の川席者飛松忠四郎(基肄郡基山村)は、西松浦に比較すれば、生産力の高い地帯だけに「予か地方の農家は、通例田一町、圃五反を以て一家の耕地

第13表 米作一反歩収支比較表

(明治21年・同上)

		佐賀県		福岡県(筑後)		大阪府(攝津)	
		円		円		円	
支	小作料	4 284	1石050	4.200	1石000	9 450	1石350
	器具植花料	0.240	器具費 1/50	0.200	"	0 500	
	種子	0 184	種 粃 6升	0.228	種 粃 6升5合	0.850	種 粃 3升
	苗代拵、時付、苗探	0 290	人 人 錢 1.7 1 17	0.225	人 人 錢 1.5 1 15	0 250	人 人 錢 1 1 25
	墾地耕鋤	0.765	4 5人 " 17錢	0.560	2.0人 " 18錢	0.300	1人 " 30錢
	挿苗	0 240	1.5人 " 16錢	0 255	1.5人 " 17錢	0.250	1人 " 25錢
	除草	0.905	6 0人 " 錢 17~19	0.600	4.0人 " 15錢	0.825	5.5人 " 15錢
	施肥	3.632	2.0人 " 17錢	0 420	2.5人 " 錢 15~18	0 305	1.5人 " 錢 12.5~18
	肥料	3.632	干鰯60斤、石灰、油粕58斤、人糞	2 410	石灰10俵、廐肥25把、油粕80斤	2.560	人糞8荷、干鰯8貫
	収納	1.435	9.5人 14~16錢	1.275	8.5人 15錢	1.060	5 1/4 人 人 錢 1 20
計		12 315	25 2人 = 3円975	10.375	20人 = 3円135	16.351	20.4人 = 3円76
入	玄米	9 751	2石35 石4 08門	7.140	1石70 石4.20	15.400	2石20 石7門
	屑米	0.270	1斗 升2錢7厘	0.396	1斗2升 升 3錢3厘	0.085	5升 升1錢7厘
	藁	0 660	66束 束 1錢	1 000	100束 束 1錢	0.800	100束 束 10厘8
	計	10.681		8 671		16.285	
損益		△ 1 634		△ 1.702		△ 0.066	(裏作種)
地租		1 411		0.913		2.250	
地方税村費協識費		0.590		0 522		0.695	

と定め、牛馬を使用し、常に男子二人、女子二人を使用す。…その他に人夫一五〇人を要す。而して収入する所米一七石、粟四石五斗、そば一石、青芋二千斤、麦五石六斗、菜種三石その他蚕豆等にして、四、五年を平均すれば二四〇四余の利益あり。家内費用を控減すれば、一家の利益は何歳六〇田内外にして、一家一〇口許の生計を営むべし」とのべている。そしてこれを「中等農家」と称しているが、自作中層とみてよいであらう。

(4) 前掲「明治前・中期福岡県農業史」。

(5) 前掲山田竜雄論文。

(6) 同上、鐵形助「佐賀県における農業労働の特殊問題」(『農業総合研究』創刊号)。

六、要 約

以上を要約すると、明治前期末における佐賀農業の特徴は、(一)米麦主体、(二)商業的農業の未発達、(三)生産力は停滞的で、明治一〇年代末頃から若干の上昇はあつたが、福岡、熊本に比してむしろおくれたこと、(四)それに照応して商品化の程度も低位であつたこと、(五)しかし土地集中と農民層の分解は、原始的蓄積の最末期一八二三年頃に、他の九州諸県よりもはげしく進出したのではないということ、(六)しかもその分解が、地方的労働市場の未開展によつて条件づけられた農村の閉鎖性のなかでおこなわ

れ、村内の年雇労働力もむしろ過剰であつたから、福岡の筑豊地帯などと異つて、豪農手作、自作地主経営の年雇不足による解体の傾向は、まだ全くみられなかつたこと、(七)農家経済の困難性と技術のおくれといったようなことであらう。

なお幕末期における佐賀農業を、西南地帯のなかで、どのように類型づけるか。その特質を規定して、明治前期末との連続性、歴史的脈絡を、いわば「歴史的」に問題にすべきであらうが、その点は将来の機会にゆずりたい。

〔追記〕 佐賀県農政食糧課の好意によつて、本「農事調査」を借覧することができた。謝意を表する。